

改正

平成28年2月22日教育委員会訓令第1号

平成29年12月19日教育委員会訓令第1号

令和元年9月23日教育委員会訓令第1号

松浦市児童生徒等就学援助事務取扱要綱

(目的)

第1条 この訓令は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒（松浦市立小学校又は中学校に在学するものをいう。以下同じ。）又は入学予定者（松浦市立小学校又は中学校の次年度の入学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を持つ者、未成年後見人その他の者で、児童生徒又は入学予定者を現に監護する者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者で、松浦市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が就学援助を必要と認めた者

(申請)

第3条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会へ提出しなければならない。ただし、児童生徒の保護者については児童生徒が在学する学校の校長を経て教育委員会に提出することができる。

2 前条第1号に該当する保護者には、申請を要しないものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第2条に規定する受給の資格の有無を審査し、認定の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、福祉事務所長、校長及び民生委員に意見を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により認定の可否を決定したときは、速やかに児童生徒が在学する学校の校長又は入学予定者が入学する予定の学校の校長へ通知するとともに、就学援助認定(却下)通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。
- 4 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)には、保護の開始の決定をもって認定を受けたものとみなす。この場合において、教育委員会は、保護者への通知を省略することができる。

(種類)

第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部につき、別に定める基準により予算の範囲内において行う。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助の全部を受けている者については、教育委員会は、第1号から第6号に係る就学援助を行わないものとする。なお、教育扶助により、第1号から第6号のいずれかに相当する扶助費を現に受給していない者については、この限りでない。

- (1) 新入学用品費
- (2) 学用品費及び通学用品費
- (3) 通学費
- (4) 学校給食費
- (5) 校外活動費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 修学旅行費
- (8) 医療費

(支給)

第6条 教育委員会は、第4条第1項及び第4項の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)に前条に規定する就学援助の費用(以下「就学援助費」という。)を支給する。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、これ以外の方法により援助を行うことができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、教育委員会は、受給者が就学援助費の請求及び受領に関する一切の事務を校長に委任したときは、当該就学援助費を校長に支給するものとする。ただし、前条第1号から第3号までに係る就学援助費の支給については、この限りでない。

(対象期間)

第7条 就学援助の対象となる期間は、原則として教育委員会がその支給を認定した日から当該認定した日の属する学年の末日までとする。ただし、入学予定者の保護者については、教育委員会が入学予定者の新入学用品費の支給を認定した日から次年度の学年の末日までとする。

(申請事項の変更)

第8条 受給者は、申請した事実と状況が異なった場合には、就学援助申請事項変更届（様式第3号）を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、学校からの連絡等により変更の状況を把握したときは、受給者に届出を求めることができる。

3 受給者は、就学援助費の交付を辞退しようとするときは、就学援助辞退届（様式第4号）をもって教育委員会に届け出るものとする。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、前条の届出により受給者と認められなくなった場合及び被保護者について、福祉事務所から保護の廃止の決定があった場合には、当該事由発生の日に遡り認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、受給者が前条第2項による求めに応じなかった場合に変更の事実が確認されたときは、当該事由発生の日に遡り認定を取り消すことができる。

3 教育委員会は、受給者が虚偽の申請を行った事実を把握した場合、認定日に遡って認定を取り消すことができる。

4 教育委員会は、前3項の規定により認定を取り消したときは、速やかに校長へ通知するとともに、就学援助認定取消通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。ただし、被保護者について、教育委員会は、保護者への通知を省略することができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条のいずれかに該当し、既に当該取消しに係る部分に対する就学援助が給付されているときは、期限を付して当該就学援助の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年教委訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日教委訓令第1号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年9月23日教委訓令第1号）

この訓令は、告示の日から施行する。